

農地耕作条件改善事業

【29,832(23,562)百万円】

対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

<背景/課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要です。
- ・このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援することが必要です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農地集積推進型（新規）（農地集積・集約化の推進を図る場合）

一定以上の事業規模、農地集積・集団化率の向上等を要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を実施。事業工種は「2. 地域内農地集積型」の定率助成に準ずるが、単独実施は区画整理、農地造成、暗渠排水のみ可能。

○集積推進費：ハード整備の事業費を対象に推進費を交付（最大5.0%（国の補助率は1/2、補助残は地方公共団体の負担））

2. 地域内農地集積型（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）

○定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備 等

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

○定率助成：区画整理、暗渠排水、農業用排水施設、管理省力化支援 等

3. 高収益作物転換型（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）

「2. 地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能。

○定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握 等

○定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援 等

※ 事業の特徴

(1) 事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等

(2) 事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）、総事業費は10億円未満

(3) 必要なハードとソフトを組み合わせ、最大5年（ハードは最大3年）

(4) 農地中間管理機構との連携概要を策定

補助率：定額、1/2等

事業実施主体：1. について、都道府県

2. 及び3. について、農地中間管理機構、都道府県、市町村等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)]

農地耕作条件改善事業（拡充）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて一括支援。

1. 事業内容

《地域内農地集積型》最大5年（ハードは最大3年）

- 定額助成
 - ・ 区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備 等^(※1)
 - ・ 1地区あたり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援 等
- (※1) 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当
- 定率助成
 - ・ 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道、農地造成 等
 - ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援 等

《農地集積推進型(新規)》最大5年（ハードは最大3年）

- 事業規模・農地集積・集団化等を実施要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を支援。**
- ① **機動的な基盤整備**：《地域内農地集積型》の定率助成と同様（但し、単独実施は、面的整備（区画整理、農地造成、暗渠排水）のみ可能）
 - ② **集積推進費**：ハード整備の事業費を対象に推進費を交付（最大5.0%等、国の補助率は1/2、補助残は地方公共団体の負担）

【農地集積推進型の実施要件】

- 面的整備の場合、事業対象農地は、1ha（中山間等は0.5ha）以上の連片した農地であること
- 総事業費が1,000万円以上の都道府県営事業であること
- 目標年度（事業完了後3年）までに、①担い手への農地集積率が概ね50%以上向上し、事業対象農地の全てが集積され、また、②担い手への農地集団化率が向上し、概ね8割以上となること

2. 実施要件（共通）

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域（これを受益とする施設も対象）
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2者以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

《高収益作物転換型》①②③で最大5年（ハードは最大3年）

① 高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

- 定額助成^(※2)
 - ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査 等



現場での講習・研修会



高収益作物の導入（タマネギの収穫）



検討会の様子

② 農地耕作条件改善（最大5年（ハードは最大3年））

《地域内農地集積型》と同様

③ 高収益作物導入支援（最大5年）

- 定額助成^(※2)
 - ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等
- 定率助成
 - ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース 等

(※2) プランの作成や技術習得等に必要経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者2者以上（土地所有者含む）が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等
- ・ 《農地集積推進型》は、都道府県のみ



これなら思い通りの農業ができるわ！

農地耕作条件改善事業 <高収益作物転換型>

高収益作物[※]（野菜、果物など）への転換を考える方へ！！

農地中間管理事業の重点実施区域等において、

基盤整備だけでなく

高収益作物の導入に必要な取組を一括支援します！

導入計画の策定

導入作物の選定、
販路の検討など



検討会の様子

基盤の整備

導入作物に適した
耕作条件の改善



暗渠排水

栽培方法の確立

営農実証、栽培技
術習得、市場調査



現場での講習・研修会

導入・定着

新たな作物、農業
機械の導入など



高収益作物の導入
(タマネギの収穫)

※ 高収益作物とは、地方自治体の農業振興計画等において位置づけられた振興すべき農産物や、地域のブランド認証制度で位置づけられた農産物など（主食用米、麦・大豆などの戦略作物助成の対象作物は除く。）。

<実施要件>

- 作付面積のうち 1 / 4 以上 を稲作等から 新たに高収益作物に転換
- 総事業費200万円以上
- 受益者数が 2 者以上（土地所有者含む）
- 農地中間管理機構との連携概要の策定

<事業実施主体>

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等

事業内容

高収益作物の導入に必要な区画拡大、暗渠排水整備等の基盤整備（必須）

米以外の作物を作るため、田んぼの水はけを良くしたい！

導入作物に適した耕作条件の改善を支援します

【定額助成】

- ・田（畑）の区画拡大
- ・暗渠排水
- ・客土
- ・除礫 など

【定率助成（1 / 2 等）】

- ・農業用排水施設
- ・土層改良
- ・区画整理
- ・農作業道 など



導入作物・販路の検討、技術習得に必要な経費を支援

高収益作物転換推進費として高収益作物への転換面積に応じて、

1 地区当たり年間**300～500万円**以内（実費）を定額助成
（転換面積に応じて年基準額の上限額が変動）

作付面積※の1/4以上転換する場合	年基準額の上限額 300万円
作付面積※の1/3以上転換する場合	年基準額の上限額 400万円
作付面積※の1/2以上転換する場合	年基準額の上限額 500万円

※ 全体計画に対し、年基準額の上限額×実施年度（最大5年間）の範囲内で交付

※ 作付面積は、事業実施地区における作付面積



儲かる作物をどんどん作って販路開拓したい！

◎ 高収益作物転換プラン作成支援

**導入作物の選定から販路の開拓まで
高収益作物の導入準備、計画策定を支援します**

- 計画作成に係る調査・調整
 - 農産物の需給動向の把握
 - 消費者のニーズの把握
 - 土壌分析
 - 効果的な作物の組み合わせ（輪作体系）の検討
 - 参入企業の招致
 - 高齢者対策（雇用対策・法人化等）の検討
 - 作業受委託の検討
 - 集出荷施設・貯蔵施設等の規模検討
 - 販売先に係る調査
 - 土地利用方法の検討
- など

新しい作物の営農技術を習得したい！

◎ 高収益作物導入支援

**導入作物の営農技術の習得や経営展開の検討など
高収益作物の導入・定着を支援します**

- 技術習得方法の検討と実践
 - 専門技術者の育成
 - 現場での講習・研修会開催
 - 作物別の作付面積、単収・単価等の調査
 - 需給動向・消費者ニーズの再調査
 - 経営展開の支援（加工品試作、試験販売等）
- など

○高収益作物転換推進費に加え、必要に応じて以下の支援も可能

【定率助成（1/2等）】

- 実証展示ほ場の設置・運営
 - 高収益作物導入定着推進（導入1年目の種子・肥料等 営農に要する経費に対する支援）
 - 農業機械リース
 - 農地の良好な生産環境の維持及び条件整備（不陸均平、暗渠の維持管理 等）
- など



○お問い合わせ先○

北海道庁 農政部 農地整備課	011-204-5419	近畿農政局 農地整備課	075-414-9541
東北農政局 農地整備課	022-221-6291	中四農政局 農地整備課	086-224-9423
関東農政局 農地整備課	048-740-0048	九州農政局 農地整備課	096-300-6492
北陸農政局 農地整備課	076-232-4725	内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課	098-866-1652
東海農政局 農地整備課	052-223-4638	農林水産本省 農地資源課	03-6744-2208

◆ 定 額 助 成 単 価 (農 業 基 盤 整 備 促 進 事 業、農 地 耕 作 条 件 改 善 事 業)

	事業概要	現場条件	表土扱いの有無	水路変更の有無	見直後(H28.10.11以降)の定額助成単価	従前の定額助成単価
1	田(畑)の区画拡大	高低差が10cm超の場合	有	無	12万5千円/10a	10万円/10a
				有	25万円/10a	20万円/10a
		高低差が10cm以下の場合	有	無	10万5千円/10a	-
				有	23万円/10a	-
				無 (簡易整備)	無	5万5千円/10a
		有	17万5千円/10a		-	
畦畔除去のみ	無	無	3万円/100m	-		
2	暗渠排水 (φ50~60)	バックホウ工法	有	-	15万円/10a	15万円/10a
			無		14万5千円/10a	-
		トレンチャ工法	無		10万円/10a	-
		掘削同時埋設工法	無		7万5千円/10a	-
	上記の補正	管径の補正 (すべてφ65以上)	-	-	+1万5千円/10a	-
		地下かんがいの導入			+2万5千円/10a	-
		実施設計 (外注のみ)			+1万5千円/10a	-
3	湧水処理 (φ50~60)	バックホウ	有	-	15万円/100m	15万円/100m
			無		14万円/100m	-
	上記の補正	管径補正 (すべてφ65以上)	-		-	+1万5千円/100m
4	末端畑地 かんがい施設	散水設備 (普通畑)	-	-	15万5千円/10a	20万円/10a
		散水設備 (樹園地)	-	-	24万5千円/10a	30万円/10a
		給水栓設置のみ	-	-	1万5千円/1箇所	-
	上記の補正	ほ場までの配管	-	-	+5万円/10m	-
	客土	-	-	-	11万5千円/10a	10万円/10a
	除礫	-	-	-	20万円/10a	20万円/10a
5	用水路の更新	-	-	-	9万5千円/10m	10万円/10m
	排水路の更新	-	-	-	14万5千円/10m	15万円/10m
	農作業道	-	-	-	9万5千円/10m	10万円/10m

※中心経営体に集約化する農地については単価を2割加算

注) 5 : 用排水路、農作業道の更新(定額)については農地耕作条件改善事業のみ実施可能

簡易な農地整備における定額助成の仕組み

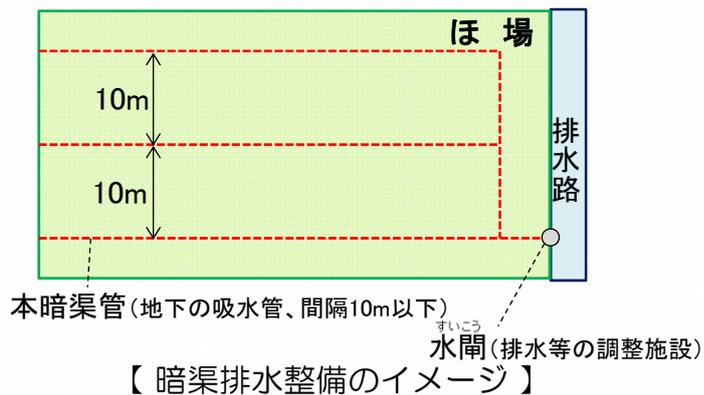
定額助成は農業者の自力施工を活用し、機動的に基盤整備を実施する仕組み

- ✓ **助成単価**は標準的な工事費の **1/2**相当
- ✓ 農業者の**自力施工**は**必須**



対象工種

- 区画拡大
- 暗渠排水
- 湧水処理
- 末端畑かん施設
- 客土
- 除れき
- 用排水路等の更新



暗渠排水整備（バックホウ工法・表土扱い有）の一例

- ・助成単価は15万円/10a（標準的な工事費30万円/10aの1/2相当）
 - ・農業者の自力施工として被覆材投入[※]、耕地復旧[※]を実施
- ※自力施工の作業は任意に設定可能

外注施工



標準的な作業

①表土はぎ取り

②掘削

③暗渠排水管布設

④被覆材(疎水材)投入

⑤埋戻し

⑥耕地復旧

自力施工

